

令和3年第9回教育委員会臨時会
(5月31日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年5月31日（月）午後1時00分から午後1時15分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 議案審議

第19号議案 台東区教育委員会事務局の人事について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 緊急事態宣言延長に伴う教育委員会の対応について

2 その他

午後1時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第9回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

また、垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております

ここで、傍聴について申し上げます。

日程第1、議案審議の第19号議案、日程第2、教育長報告の協議事項、庶務課のAについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これを許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 議案審議〉

第19号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

初めに、第19号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第19号議案、台東区教育委員会事務局の人事について、ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び東京都台東区教育委員会事案決定規程に基づき提出をするものでございます。

議案の次のページをご覧ください。こちらのページには、統括課長級の異動につきまして、記載をしております。

次のページには、参考といたしまして、教育委員会からの転出について記載をしております。

第19号議案につきましての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

取りあえずよろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。第19号議案については、原案どおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、協議事項、庶務課のアにつきまして、ご説明をいたします。資料1をご覧ください。緊急事態宣言延長に伴う教育委員会の対応についてでございます。

まず1番目、区の対応です。今般、緊急事態宣言が6月20日まで延長されることを受け、5月12日から31日までの対応を延長するものでございます。ただし、資料記載の下線部分につきましては、変更するものです。まず、(1)の窓口業務でございますが、今回の延長期間中に休日開庁、6月13日がございますので、休日開庁も休止する旨が変更となっております。

また、(2)の区有施設につきまして、今般の都の要請内容に基づきまして、文化施設、屋内運動施設、図書館、トレーニングルームなどの個人利用等は再開いたします。

その他の項目については、従来どおりの対応となります。なお、この区の対応につきましては、この後、13時半から開催される、区の対策本部会議にて決定予定となっているところでございます。

続きまして、教育委員会の対応です。別紙1をご覧ください。教育委員会の対応につきましては、項番1の小学校、中学校、幼稚園、こども園（短時間）から、項番5番の児童館までは、これまでの対応と同じ形で継続をいたします。

6番、社会教育施設です。左側の6月1日以降の対応をご覧ください。集会室等の貸室については、17時まで利用可能といたします。夜間の利用は中止です。ただし、ミレニアムホールについては、夜間の利用について、自粛要請を行います。マルチメディアルーム等も個人利用を再開いたします。

続いて7番、体育施設です。こちらは、6月1日以降の対応として、閉館時間は引き続き20時といたします。全てのスポーツ施設を利用可能といたします。プールやトレーニングルーム等の個人利用を再開いたします。

続いて8番、図書館です。図書館では、6月1日以降の対応として、閲覧席の利用サービス、新聞・雑誌の館内閲覧サービス等を再開いたします。中央図書館、はばたき21の閉館時間を20時に戻します。いきいきプラザの閉館時間は、引き続き、17時といたします。それ以外の対応については、変更はございません。

簡単ではございますが、緊急事態宣言延長に伴う教育委員会の対応についてのご説明は以上です。ご協議いただきまして、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 その他

○矢下教育長 その他、何かご発言はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後1時15分 閉会